- 特別養護老人ホームへの入所をご希望される皆様へ-

○特別養護老人ホームとは

常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設です。入所者は、入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受ける事が出来ます。

〇入所対象となる方

原則要介護 3~5 の方に限定されます。

要介護1又は2の方については、特例基準のいずれかに該当し、かつ居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に限り、特例的に入所が認められます。特例基準とは下記のア〜工をいいます。

- ア 認知症である方で、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ が頻繁に見られる。
- イ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思 思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難。
- 工 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

〇入所の要件について

申込順ではなく、**介護の必要の程度や家族の状況などにより入所の必要性が高い方か ら順**に入所できます。必要性の高い方には、以下のような方が該当します。

- 要介護度の高い方
- 認知症による行動障がいのある方
- 介護者がいない方
- 介護者が高齢な方、介護者が未成年の方
- 介護者に障がいのある方
- 介護者が両親など、複数の方を介護されている方
- 住宅がなかったり、立ち退きをせまられている方

入所申込者には、各施設ごとに必要性の評価が行われ、優先順位が決定されます。 ただし、医療処置を必要とされていて施設での対応が難しい方は、優先順位が高くても 入所できない場合があります。

※区民以外の方も申込み可能です。

〇入所決定方法

申込書に記入された、本人の身体状況(要介護度等)・介護者の状況・住宅の環境等 を、入所基準に基づき、入所の必要性を判断します。

その後、各施設で設置する入所検討委員会にて総合的に判断し、入所者を決定します。

〇申し込み方法について

以下の書類を当施設に提出して下さい。

- ①『特別養護老人ホーム入所申込書(変更届)』(裏表両面に必要事項をご記入下さい)
- ②『特例入所調査票』《要介護1・2の方のみご記入ください》
- ③『介護保険被保険者証』の写し
- ④ 82 円切手を貼った返信用の封筒

(※なお、要介護 1 又は 2 の方で、愛の手帳の交付を受けている方又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、申込時に、施設に対し、当該手帳を提示してください。)

(※申込書の記載事項に変更があった場合は、申込書により再度申し込みください)

※提出先

〒175-0094板橋区成増4-14-18ケアタウン成増生活相談員宛

〇申し込み後(待機)について

所定書類の受理が完了しましたら待機という形で登録させて頂き、『**待機登録受付票**』 を送付致します。『待機登録受付票』は施設への問い合わせなどの際に必要となります ので大切に保管して下さい。

〇申し込み有効期限について

申し込みの有効期限は、施設が申込書を受領した日の翌年末までです。

有効期限到来後も継続して入所を希望する場合は、**有効期限の同年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に申込書を提出して再申請を行ってください。**

- ※区や施設から再申請のお知らせ等はいたしません。
 - (例) 申込書受領日が令和 3 年 4 月 1 日の場合 → 令和 4 年 12 月 31 日まで有効申込書受領日が令和 3 年 4 月 1 日の場合 → 令和 4 年 12 月 31 日まで有効

〇申し込み取り下げについて

入所希望者が次に掲げる事項のいずれかに該当した時は、申込書を提出した施設に 『**特別養護老人ホーム入所申込取下届**』を提出してください。

- アの死亡したとき。
- イ 入所の意思がなくなったとき。
- ウ 他の特別養護老人ホームに入所したとき。
- エ 介護認定の結果、要介護状態区分が要介護でなくなったとき。

なお、入所希望者がアから工までのいずれかに該当していることが明らかになったときは、申込みの取下げがあったものとみなしますのでご了承ください。

社会福祉法人 みその福祉会 特別養護老人ホーム ケアタウン成増 担当/ 生活相談員 電話/03(3939)0763